

平成26年 第4回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 6月20日 開会

美瑛町議会

平成26年第4回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成26年第4回美瑛町議会定例会

平成26年6月20日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問 [八木幹男議員、穂積 力議員]
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 号 請負契約の締結について
- 第 9 議案第 7 号 請負契約の締結について
- 第10 議案第 8 号 請負契約の締結について
- 第11 議案第 9 号 財産の取得について
- 第12 議案第10号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について
- 第13 議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第15 報告第 1 号 平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第 2 号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第18 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第19 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第20 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第21 美瑛町農業委員会委員の推薦について
- 第22 意見書案第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 第23 意見書案第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について
- 第24 意見書案第5号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書について
- 第25 議員の派遣について
- 第26 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢 尻	健	議員
2番	森 平	真也	議員
3番	佐 藤	晴 観	議員
4番	杉 山	勝 雄	議員
5番	斉 藤	幸 一	議員
6番	山 家	慶 治	議員
7番	花 輪	政 輝	議員
8番	八 木	幹 男	議員
9番	穂 積	力	議員
10番	福 原	輝美子	議員
11番	角 和	浩 幸	議員
12番	濱 田	洋 一	議員
13番	沼 田	成 功	議員
議長	14番	齊 藤	正 議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	佐藤剛敏君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	太田茂夫君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	嵯城和彦君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	今野聖貴君
町立病院事務局長	古本彰君
総務課長補佐	新村猛君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	鹿島明博君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	今滝毅君

○書記

事務局長 後路 宜伸 君
係 長 高島 和浩 君

開議挨拶

○議長（齊藤 正議員） おはようございます。定例会2日目でございます。昨日に引き続きですね、今日は八木議員、そして穂積議員がしんがりで一般質問を行う予定でございます。時間も十分あります。十分にご議論をお願いしたいというふうに思うところでございます。今日はまたですね、将来の役場の幹部候補生が6人ほどみえております。緊張するのは議長だけにしてですね、どうか遠慮なく町長発信のですね議論をお願いをいたしまして開会いたします。

開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

事件撤回請求について

○議長（齊藤 正議員） 本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。浜田町長から議案第9号、財産の取得の件について、お手元に配布しました事件撤回請求書のとおり、撤回したい旨の請求がありました。議案第9号は、まだ議題に供していないことにより、会議規則第20条の規定により、議長が議案第9号、財産の取得について撤回の件を許可しました。従って、配布済み議事日程から議案第9号に係る日程第11を削除します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番佐藤晴観議員と、11番角和浩幸議員を指名します。

一般質問

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

(8番 八木 幹男議員 登壇)

○8番(八木幹男議員) それでは質問させていただきます。朝苦手な方で、聞きづらい面があるかと思えますけれどもよろしく願いをいたします。まず質問1点目です。公園における車イス対応の環境整備に関して質問いたします。春の訪れとともに、日本人は桜に特別の感情を持つものです。特に、一人で屋外に出られない車イスの方たちは、なおさら近くで見てみたいとの気持ちに強くなると思います。今年度、丸山公園、憩ヶ森公園、ことぶき公園などの改修事業が組まれておりますが、既存の公園を含めて車イス対応の環境整備について、次の2点を町長に伺います。

1点目、憩ヶ森公園に関してです。先月、車イスで桜を見に行った方から、桜を見ながら車イスで横断できないのが残念だったというお話を聞きました。昨年12月の定例会における福原議員の質問に対し、開放的で安全な公園で芸術性やデザイン性を持った公園として整備を進めると答弁されております。その後、全員協議会で新しい公園の平面図で説明を受けましたが、散策路の傾斜などは読み取ることができません。車イスへの配慮は十分行われているのでしょうか。また、駐車場は車イスの方が楽に乗り降りできるスペースとなっているのでしょうか。

2点目、聖台ダム公園に関して。素晴らしい桜並木があるのに駐車場から橋を渡って対岸へ車イスでスムーズに行くことができません。また、カタクリの群生地もあり、桜を見てこの看板を目にしたら散策してみたいくなるのが心情のように思いますが、車イスで散策することができません。放水路沿いに道があり、ちょっとした工夫により車イスでの散策も可能になると思いますが、いかがでしょうか。

質問事項2、郷土資料館の施設整備の方向性に関してお伺いをいたします。郷土資料館は、先人たちが残してくれた貴重な文化遺産などの資料を後世に残す大切な施設であります。郷土資料館検討委員会の答申、まちづくり委員会への説明、町民へのアンケート調査などを踏まえ慎重に検討されている段階と推測いたします。

そこで、最も重要になってくるのが誰に来てほしいのかという点です。事業概要書では、目的の欄に町民のみなさまはもとより、観光客の方にも来ていただける施設を建設するとなっております。しかし、忘れてならないのが本町を離れて生活している人達の存在です。出身地に愛着を持ち、東京びえい会、北海道びえい会などを組織して応援してくれています。この人たちが本町を訪れた時に寄ってみたくするような施設にしなくてはなりません。また、休校となっている学校校舎には貴重な資料がほこりをかぶって眠っているのが残念でなりません。地元の方の意向を最優先しなければなりません、いち早くデジタル化を含めて保存していかなければならないのではないのでしょうか。これらのことを踏まえ、どのような施設を目指しているのか町長の考えを伺います。

質問事項3、まちづくり寄附の推進と考え方について。最近、テレビ、新聞などのマスコミで、まちづくり寄附に関して過熱気味に取りあげられている面も見受けられ危惧している点があります。本来は、出身地など純粋に応援したい自治体に寄付する制度であり、見返りの特典を期待するものではないはずで、本末転倒のようなテレビ番組も見受けられます。また、新聞でも北海道のある町が取り上げられ、担当者が寄附全額から経費を差し引いた3割近くが町で活用できるというコメントもありました。

本町では、ふるさと納税に対する特典の経費を計上しており、寄附いただいた金額は100%事業に充てる仕組みになっており心配しておりませんが、若干推進不足気味と思われる面もあると考えております。そこで、次の3点を町長に伺います。

1点目、寄附の状況は、例年と比べてどのような状況なのでしょう。

2点目、新たに設けた特別町民証、特典品に対してどのような反響があるのでしょうか。

3点目、インターネットによる告知、パンフレットの配布先などにもう一工夫必要と思われますがいかがでしょうか。以上3点よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。昨日から定例会開催されましたが、昨日の一般質問大変ご苦労さまでございました。また、ありがとうございます。今日、八木さん、穂積議員さん2人の一般質問をお答えをさせていただき、また議案等でも議員の皆さん方のご指導とご意見と、よろしく願いを申し上げるところであります。それでは、私もあんまり朝強い方ではありませんのでお手柔らかによろしくお願いしたいと思いますが、8番八木議員さんの質問に答弁を申し上げます。質問事項は3点ありますが、1点目、公園における車イス対応の環境整備に関してという件から答弁を申し上げます。本町の公園については、その多くが昭和60年代以前に整備が進められており、高齢者や障がい者の方々が利用されにくい施設も多くみられます。これらの公園施設は、現在進めている改修事業において、現在の基準に基づいたバリアフリー化に取り組み、多くの利用者の方々にとって優しい安全な公園へのリニューアルを進めております。

本年度より改修を進める憩ヶ森公園については、野外ステージやトイレなどの主要施設を結ぶスロープを計画している他、園路沿いに複数の駐車場を配置することで利用者の移動円滑化を図ります。新たに設置する園路や駐車場については、その勾配やスペースなどについて高齢者や障がい者の方々も容易に利用できるよう検討を進めているところであります。

2点目のご質問の聖台公園についてであります。平成10年度から平成12年度にかけ北

海道施行による水環境整備事業により駐車場、多目的トイレ、四阿や園路等を高齢者や障がい者の方々を含め、さまざまな方に多目的に利用できるように町として必要な施設整備を行ってきました。聖台ダム側の桜とカタクリの敷地につきましては、旭川土地改良区の敷地になっており、聖台公園として維持管理を行っているところであります。車イス利用の方々が桜並木やカタクリの群生地を散策できる移動可能な施設整備につきましては、今後、旭川土地改良区と協議を行いながら高齢者や障がい者の方々の利用者にも配慮しながら施設の改善等を検討したいと考えているところであります。

続きして質問事項の2であります。郷土資料館の施設整備の方向性に関してであります。美瑛町の郷土資料館の施設整備の方向性につきましては、議員ご指摘のとおり地域の自然、歴史、文化を学び伝えることとなる中核施設と考えおり、郷土資料館検討委員会からの答申、まちづくり委員会での意見、町民へのアンケート調査結果などを踏まえ、現在、整備計画を進めているところであります。

今年度からスタートする丸山通りの整備に合わせ老朽化した旧郵便局を解体し、平成27年度に新築することにより、その立地条件から町民の皆さまはもとより、美瑛町を離れられた方々、観光客の皆さまにも利用しやすい交流施設とし、美瑛町の歴史、文化等を学習できる郷土資料を展示し、映像等で情報提供をすることにより、さまざまな方々に本町に対する関心をより深めてもらい交流人口の増加を図るとともに、地域の子ども達や多くの皆さまの学習や、研究活動のできる場として活用してまいりたいと考えているところであります。美瑛町郷土資料館の建設に当たりましては、先人の歩みと美瑛をより深く知ってもらうこと、子ども達の未来を育む情報発信できる施設、さらには美瑛を訪れる人に美瑛の歴史を知っていただき、美瑛に対する関心を深めてもらう施設とすべく今後の設計を考えております。これらを踏まえ、美瑛町文化財第1号指定の高橋北修氏の絵画を展示するとともに、美瑛町の多くの貴重な郷土資料を展示し、ミニシアター、体験学習室等を備えた地域資源活用交流施設を整備していきたいと考えています。また、議員からご指摘を受けました、休校となっている学校校舎等に残っています資料につきましては、地元の方々と協議した中で、デジタル化を含め保存方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして質問事項3であります。まちづくり寄附の推進と考え方についてという質問に答弁を申し上げます。平成20年度から始まった丘のまちびえいまちづくり寄附は、美瑛町が推進するまちづくりに賛同し応援したいという寄附者の温かい気持ちが形になったもので、その思いを実現するための寄附金であります。今日まで寄附をいただいた方々に対し、改めて深く感謝申し上げます。制度が創設され5年を節目とした本年、本町と寄附者とのつながりを一層深め、一人でも多くの方々がまちづくりの応援団として参加いただくため、さまざまな見直しを行ったところであります。本町の子ども達や地域の方々が笑顔で参加した暖

かみのあるパンフレットや、内容の分かりやすいホームページ、また納付方法の簡素化など特典等を含めて一新いたしました。

1点目の例年と比べた寄附の状況につきましては、現在申込み者数を含めた寄附者の件数は21件となっており、昨年同時期7件と比べ3倍の件数となっております。

2点目の特別町民証、それから特典品に対するの反響についてであります。新たな取り組みをスタートし、あまり時間も経過していないことから、今年度末にかけてその成果や具体的な反響について現れてくるものと考えており、その結果については柔軟に対応してまいりたいと思います。

3点目のインターネットによる告知、パンフレットの配布先などの工夫につきましては、町ホームページにおいては専用フォームを設定し簡単に申込み手続きが行えるよう環境づくりに努めました。また、納付方法につきましてもインターネットを活用したクレジット納付が本年6月から開始され、このことにより利便性が向上し寄附者が増えることを期待しているところであります。パンフレットにつきましては、町内では四季の情報館、道の駅をはじめ、観光協会に加入する宿泊施設などにも協力をいただいております。町外では東京事務所をはじめ、東京アンテナショップには備え置きしており、また、本町が主催又は参加するさまざまなイベント等でも配布をしております。今後は、町外の観光パンフレットの設置場所への配布なども検討しており、合わせて新たにポスターを作成し町内のさまざまな場所に掲示するなど、より一層効果的なPRに努め、引き続き寄附者の意向に沿った寄附金の活用を図ってまいりたいと考えております。以上であります。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。再質問させていただきます。公園における車イスの対応、こちらにつきまして再質問させていただきます。憩ヶ森公園に関してですが、具体的に申し上げますと円形の広場スペース、ステージのある場所になりますが、ここで散策路が途切れる、このような状況ではないかなというように考えております。迂回することもできませんし、広場の中へ車イスで降りていくこともできないような状況と見受けられます。また、駐車場に車を停めて車イスに乗りかえて散策路に向かうための接続路的な通路も見受けられません。またもう1点、聖台ダム公園に関しましては、旭川土地改良区と協議をして高齢者や障害者の方々の利用者に配慮しながら検討していくというご回答をいただきました。ここに限らず、訪れた人たちにとってどこが管理してよう関係なく、やはり全てが美瑛町という判断をされます。車イスで端から端まで散策できることがユニバーサルデザインであり、デザインがひとり歩きすることのないよう注意が必要で、車イスの人に優しい公園が、誰にでも優しい公園であろうと考えますが、再度改修に当たっての町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) まず、憩ヶ森公園の再質でありますけども、憩ヶ森公園、今計画を進めています。議員ご指摘のとおり、ユニバーサルデザイン、またいろんな方々がアクセスできる施設というのは理想であります。しかし土地の形状とかいろいろ条件がありますので、何か深く切り込みを入れて勾配を少なくするといったこともなかなかできかねますので、そういう意味では路線等を選定しながら、できるだけ使いやすい形で整備をしていくということになるというふうに思っています。ただ、やはり駐車場ですとか、それから必要な通路、こういった部分については十分に配慮をしながら施設の整備をしていくということが重要だというふうに思ってます。この辺については、ご理解をいただきたいというふうに思ってます。それから聖台の公園につきましても、やはり管理者というのは施設の管理の全権を持っているわけですから、施設誰が管理しても関係ないということにはなりません。これは、それぞれの施設の運用について重要な基本的な要素でありますから、そういう方々と十分に配慮をしながら施設の関係を整備していくということになります。聖台等につきましても、やはり非常に勾配等も危険な箇所もありますので、こういった部分について十分配慮をしながら今後の整備について検討していくということになると思います。考え方としてやはり、なかなか非常に環境が優れない場所を公園等も含めて整備をしていく。その時には、その時の時代のやはりユニバーサルデザインですとか、町民の方々への配慮というレベルがあったというふうに思っています。今現在さらにまた、この施設をさらに多くの方々に使っていただきたいという思いで整備をするわけありますから、今の段階よりもさらにまた一歩進んだ、そういう一歩も二歩も進んだそういうデザイン、また公園の整備等を進めていくのが我々の責務だというふうに考えておりますので、今後とも施設整備等を検討しながら議員の皆さん方にも、また町民の皆さん方にもご意見を伺いながら取り組んでまいりますので、そういった部分についてもご指導いただければと、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。ただいまご回答いただきましたが、やはり高齢の方あるいは障害を持ってる方、車イスの方が、やはり家あるいは施設から出て話をして笑って帰ってもらう、こんな単純なことが重要なんだろうと考えております。このような背景からも、やはり車イスで郊外へ出ていただくための環境整備といえますか、こんなことが不可欠だと考えます。また質問では、憩ヶ森公園などという表現を使わせてもらいましたが、これ以外の公園のこれからの改修工事もあります。その他の公園も含めて、今後の公園改修に当たっての考え方を再度お伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 先ほど申し上げましたとおり、私たちの管理する、行政の管理する施設ばかりでなくて、町全体がユニバーサルデザインにできるだけ対応できるようなものと、できるだけ対応できるまちづくりということは重要なことだというふうに思っています。例えば今回、丸山通り等も整備をしようということでもう工事が入っていますけども、歩道については車道との落差等も、今までの落差よりも非常に落差の無い、その代わり縁石が少し表に出ますけども、そういう配慮もさせていただいています。そういう面では、我々もそういった取り組みも進めているんだということをご理解いただきたいと思います。ただ、このユニバーサルデザインですとかそういった部分で何か論議、言い合いをする題材ではないと思っておりますので、施設整備に当たっては、皆さん方のご意見をいただきながら我々もできるものは取り入れていくという考え方でいますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) それでは質問を変えます。2点目の郷土資料館の関係につきまして、再度質問させていただきます。子供たちの未来を育む施設にしていくという答弁で半分は納得しているのですが、何点か再質問させていただきます。ハード面で考えていきますと、固定化した施設にしてはならないということで変化する部分、こういった部分を多く取らないとなかなかリピートしてくれないと、こういう結果になるのではないのでしょうかと考えております。1番来てほしいのは町民の皆さんですが、町民の皆さん、特に子供たちがイベント的に集まるのではなく、日常的に行ってみたくなるような仕掛けづくりが必要と考えます。また3月12日、北海道大学連携事業報告会において、青い池に関する報告の中に、どこから来ましたかというヒアリング調査の数字が発表されておりました。これによりますと、旭川からが25%、札幌からが22%、その他の道内が27%、道外が26%、こういう状況になっておりまして、複数回訪れている方の中では旭川からが56%を占めていると、このような報告がありました。こういった存在も見逃せない方ではないかと考えます。また、美瑛をふるさととする方たちから来てみたくなるような施設にもしなければならぬと考えます。幼いころの思い出が色濃く残っているのは正に母校であります。そのような観点から、休校になった学校に残されている貴重な資料を盛り込む必要があるのではないかとということが質問の本意でありました。これらの点を踏まえ、再度町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 郷土資料館の建設、大変重要な案件だというふうに思っています。そう

いう意味では、町のこういった郷土資料館についていろいろと知識のある方々にもご意見をいただき、委員となっても協力をしていただいていますし、町民の方々にも先ほど申し上げましたとおりアンケート等もいただきながら今後の方向性を探っているところであります。議員さんの方でリピートして来ていただく観光客、美瑛から外に出た方にも来ていただく、これはもう理想でありますし、それはもう誰もがそういうふうには思っているわけでありまして、その部分について我々も町民の方々、また議員の皆さん方にもいろいろご意見をいただければというふうに思っています。何か郷土資料館が観光施設というような位置づけで建設できるかどうかは、ちょっと私も疑問のところがありますので、あくまでも町の住民の方々の、町に対する、美瑛町を思う、その起点で原点である、そういうところからやっぱり出発していきたいなというふうに思っています。何人寄ったからこの施設は成功だったとか、何人寄らんかったから失敗だったかという議論でこの施設を整備していくのは、ちょっと課題も多いのかなというふうに思っていますので、皆さん方と多くの方々と意見を集約しながら、できるだけ良いものができたねというものになるように私も頑張っていきたいなというふうに思っているところであります。ちなみに、この施設についての展示の物件でありますけれども、今のところ蔵書と言いますか、蓄えているものは1500点ぐらいあるようでありますけれども、チェックしますと展示可能なものは500点ぐらいで、その500点のうちやはり同じものがたくさんあるということですから、その整理等もしていくことになるのではないかとこの情報の情報ももらっています。それから、学校等の残されている資源等につきましても当然調査をして、それからこういった郷土資料館での活用が可能なものについてどれだけあるのかというようなことも、また調べて報告していくことになるというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。

(「はい」の声)

- 議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。
- 8番(八木幹男議員) はい、再質問させていただきます。繰り返しもなりますが、人を集めることが最も重要だということで考えているわけではありませぬので、その辺の方ご理解をいただきたいと思えます。やはりハード面から言いますと、行くたびに変化があると言いますか、ワクワクするとかドキドキ感というものがいろんな感動を生むんだと思えます。またソフト面から言いますと、行かなければならなくなるようなやはり仕掛けづくり、こういったものが必要なんであろうと。そういう面から、このようなことを述べさせていただいております。役場の職員の方は、やはり真面目すぎるというか、やはりちょっと遊び心がちょっと欲しいなというような面が各施設で見受けられます。やはり他町村にあるような堅いイメージではなくて、やはり遊び心と言いますか、そんなところをちょっと取り入れていただきたいなというような感じを持っておりますが、町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) その辺の内容についても、いろいろと協議をさせていただいて、取り入れるものは取り入れていくという姿勢は持っていますんで、その辺はご理解をいただいて、じゃあ具体的にこういったものがあるよとか、そういった部分もし事例等ありましたら情報としていただければというふうにお願いを申し上げます。我々も各郷土資料館いろいろ調査等、訪問もさせていただき、多くの方々が親しんでいるそういう資料館があれば、それをまた参考にしながら我々としてもこの資料館の建設に向かっていきたいというふうに思っています。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) はい、それでは質問を変えさせていただきます。3点目のまちづくり寄附の推進、こちらの方につきまして再質問させていただきます。5月に入ってから、ふるさと寄附あるいは市町村によってはふるさと納税という表現してるところがありますが、こういった関係のテレビ番組や新聞報道で頻繁に取り上げられるようになってきております。テレビ番組では、A町に寄附するとこんなものがもらえとか、B町ではこんなものがあるといった特典を強調し過ぎてテレビショッピング番組かと思われるようなところもあります。また、新聞ではC町では年間何億円の寄附があったとか、D町では昨年何倍の寄附があったとか、本末転倒のような面も散見されます。町長の答弁にあるように、本町においてはこのような本末転倒な報道に惑わされることはないと考えておりますが、本町でもふるさと寄附を積極的に取り組んでいるよということを町民の皆さんにも伝えていかなければならない、そんなようなことを考えております。広報5月号に、平成25年度のまちづくり寄附の実績が掲載されておりますが、伝えたことが情報ではなくて、伝わったことが情報であると、このように考えております。広報で伝えたでしょ、あるいは防災無線で流したでしょと、こういうことで終わることなく、重要なことは手を変え品を変え、繰り返し繰り返し伝えていく必要があると考えております。町民の皆さんにも内容を周知していただき、スポークスマンになっていただかなければならない、このようにも考えております。このようなことも踏まえ、パンフレットの配布に工夫が必要ではないかという表現になりましたが、再度町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 情報の発信、まちづくり寄附というような取り組みをしてるよと、情報発信をしっかりとやれということでもありますけども、これにつきましては先ほども述べさせていただきましたとおり、パンフレットもこういう新しいものを作って、これ美瑛町の方々にモデ

ルになってもらいまして、そして何枚かの写真たくさん撮ってですね協力してこういうものができ上がりました。こういうパンフレットが、どういうものが良いのかという判断はいろいろあるかと思えますけども、積極的に町民の方々に参加をしていただきながら、まちづくりの中に寄附というようなものを定着させていきたいというふうに思ってます。議員ご質問のとおりだと思うんですけども、テレビショッピングのような形で煽っていく、煽られていく、それが流行りが終わった頃には忘れられていくというのが、だいたい世の常であります。まちづくりもそうなんですけど、流行りもんにしてしまっただけではいかんと。その時だけの人集めをしてはいかんと。やはり町づくりという長い歴史を見据えて、多くの方々に美瑛町を見つめてもらい、またお出でをいただく、美瑛町に協力をいただくということが必要だというふうに思っています。そんな面からも今回のまちづくりの寄附につきましても、方針としてはそういう方針で美瑛町のまちづくりを皆さん方に共有してほしいという思いを表現させていただいたつもりであります。今後、この部分について今ポスター化を図っておりまして、町にあるいろんな施設ですとか、それから東京事務所ですとか、東京の売店ですとか、アンテナショップですとか、そういうところにも掲示させていただいたり、北海道びえい会、東京びえい会等の皆さん方にもそういったポスターを配布をさせていただけるようなことを検討させていただいているところであります。情報を町民の方々によりよく理解をしていただく、当然町民の方々も情報を自分で取っていただく義務もあるわけでありまして、我々も情報をしっかりと理解していただく、そういう取り組みの義務もあるわけでありまして、双方お互いに理解しながら力を合わせてまちづくりを進めていきたいと、そしてこの寄附の事業等についても取り組んでいきたいと思ってます。ちなみに、現時点で寄附の状況でありますけども、去年は1年間続いて37件でありますけども、今年はまだ今の時点で24件給付をいただいております。そんな状況で、非常にこういった取り組みの成果も出てきてるんじゃないかというふうに思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) はい、実はこのいきさつと言いますか、なぜここにいったかということを一言だけちょっと説明しておきたいと思っております。実は、横浜に住む友人がテレビのふるさと寄附に関する番組を見ておまして、美瑛ではどうやってやってるのかというようなことの電話をいただいたもんですから、そんなところから質問の発端となりました。やはりこの中でも今までの発想を出したやはり多面的な取り組み、これがいろんなことで重要になってくるんだろうと思います。こんなことが必要ではないでしょうかということを上申して質問を終わります。

(「はい」の声)

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 八木議員さんから、やはり町の発展、多くの方々に美瑛町を知っていただく、そんな思いを持ってのご質問、またそういう知り合いがおられたよということでの再質でありますけども、私も同じような思いをしています。そんなことから、去年1年かけて総務課長中心になって今回の見直しをさせていただいたところであります。クレジットカード等の活用も含めてできるようになったことで、非常に利便性は上がったというふうに思っていますが、まだまだ必要な部分等あるというふうな思いもありますので、皆さん方からご意見をいただきながら寄附制度への対応もしていきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問を終わります。

次に9番穂積力議員。

（「はい」の声）

はい、9番穂積議員。

（9番 穂積 力議員 登壇）

○9番（穂積 力議員） はい、9番。おはようございます。番号9番、穂積力。質問事項、今回は2つ質問します。まず1点目、質問事項、農道の補修工事について。質問の要旨、世界各地から異常気象の報道が寄せられる中、日本でも例外なく異常気象が毎年続いていることから、あらゆる対策が求められています。集中豪雨などによる農道の補修については地域でも行っていますが、離農者が増える中農家の負担が増えるばかりです。中山間事業などで費用の助成がありますが、農道に砂利をひくのが限度です。トラックが通行できず耕作放棄を余儀なくされている農地もあると聞きます。

農道の補修にどのような助成制度があるか、また、本町独自の取り組みを検討すべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。質問の相手は町長お伺いします。

質問事項2、日本で最も美しい村連合総会及び世界連合総会に向けて。質問の要旨、先日、世界で最も美しい村連合会の総会がベルギーで開催され、本町からも町長をはじめ議長ほか多くの方が参加されました。

来年6月には本町で世界大会が開催されますが、広報5月号では美瑛町日本で最も美しい村づくり協議会総会の内容が掲載され、多くの町民から関心が寄せられています。

来年の大会では、イベントなど多くの行事が予定されていると思いますが、行事への参加はもちろんのこと、通訳や警備などボランティアとして町民が何に参加できるか、早い時期に役割分担や参加希望を取りまとめるべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。以上2点です。

○議長（齊藤 正議員） 9番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 9番穂積議員よりの一般質問2点について答弁を申し上げます。開会前に立っておられましたので、相当力が入ってるというふうに思ってますので、どうかひとつよろしく願いいたします。まずは1点目、農道の補修工事についてであります。議員ご指摘のとおり近年、世界各地で異常気象によると思われる記録的な集中豪雨が起きており、その被害の様子がテレビ等で大きく報道されているところであります。本町でもここ数年連続して起きた極地的な豪雨などにより、農地や幹線排水路などの農業施設に大きなダメージを受けましたが、その都度、農地災や農業施設災害復旧補助事業により、復旧工事を行ってまいりました。また、農道や農地に付帯する小排水路などの構造物で個人の財産についても、被災を受けた中には路盤の砂利だけではなく農道本体の一部が洗掘されたために復旧に時間を要し、農作業に支障を来したところもあったというふうに向っております。

農道の補修への助成制度についてのご質問であります。町では被災施設の復旧のために、公共工事で発生した残土などの発生材の提供など、間接的な支援を行っております。また、砂利については中山間地域等直接支払交付金事業の地区共同活動交付金などを地域と協議して活用していただいております。町といたしましても、農地からの土砂流出防止対策と合わせて、農道や小排水路の機能維持についても検討を始めたところでありますが、折しも、国が担い手の減少や高齢化で集落機能や農村地域の多面的機能の低下を懸念し、平成27年度より農村地域の多面的機能増進を図るため、水路の泥上げや農道の路面維持、水路、農道の軽微な補修、植栽による景観形成の良好な保全といった共同活動に対し支援する多面的機能支払交付金事業の創設を決定致したところであります。この事業を活用し農道の補修、水路の土砂上げや土砂流出防止対策などを地域の方々との共同で課題解決に取り組み、農家負担の軽減、農村環境と景観の保全に努めてまいります。また、個人の農業施設へ大きな災害が発生した場合には、J Aびえいと協議しながら、別途、復旧支援等を考えてまいりたいと思います。

続きまして、質問事項の2であります。日本で最も美しい村連合総会及び世界連合総会に向けてであります。2014年世界で最も美しい村連合会の大会が、5月9日から11日までの期間においてベルギー国内にある最も美しい村24地域のうち、クリュッペ村、モゼ村で開催され、日本からは美瑛町団員をはじめ連合加盟の町村長、職員、そして多くの企業サポーターや連合の役員が参加してまいりました。この総会につきましては、日本から行ったメンバーが一番多いというような状況で、ヨーロッパの人よりも多かったということでもあります。当然ギリシャの方々は多かった状況でありますけれども、総会では次年度開催を日本国で開催することを再確認し、盛会のうちに終了したところであります。

来年の6月26日から28日までの期間、日本で最も美しい村連合の総会と世界で最も美し

い村連合の国際会議を当町で開催するわけでありますけども、現在、日本で最も美しい村連合事務局と協議をいたしながら、国際会議に向けた各種準備を進めているところであります。我々の任期、今年いっぱい任期を超えての年度の話でありますから、その部分についてはご理解を頂き答弁を聞いていただければというふうに思っています。国際会議には、フランス、イタリア、ベルギー、カナダの加盟国、そして準会員でありますスペイン、ルーマニア、韓国などの国々から来町されることになるかと予想され、3日間の諸行事には多くのボランティアの方々が必要とされます。町民の方々はもとより美瑛高校生や中学生にも参加していただき、お手伝いをいただかなければならないと思っています。併せて、日本で最も美しい村連合の総会も同時に開催されることから、さまざまな役割分担などを示した行動表を作成し、多くの町民の方々にご協力いただけるよう年内には基本的なスケジュールを町広報紙にてお知らせをしてみたいと思います。

町内の22団体で構成している、美瑛町日本で最も美しい村協議会でも実行委員会並びに組織委員会を設置して運営体制を敷いておりますので、本町で開催する日本で最も美しい村連合の総会及び国際会議に向けて、議員各位のご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、それでは再質をさせていただきます。まず、そんなに力入れてるわけでないんですけど、私の名前が力なもんで。町長が言ったからかどうかは、私はそうでないとは思っただけけれども、ヘルシーマラソンの時、雨女、雨男に雨降らすように雨乞いした関係で2週間も雨が続けてるなんて。今朝ほどラジオ聞きますと、これは記録的な長雨というか、毎日雨の降った日が2週間続いたっちゃうのは記録的の、今日でちょうど同数、50何年前と同じ日数になったと。もう1日、明日雨降れば記録的になるっていう、本当に良いことではないですけど、昨日行政報告聞いたら農作物もそんなに遅れてない。むしろ2、3日進んでるということを知ってほっとしてるんですけど。まして優しい雨が多かったので一部で、土砂が流れて溝になっているところも一部で見受けられます。そういった状況の中で、明日から晴れるっちゃうから少しは、明日は北海道中晴れだっていうんで安心できるかなと思います。そういった中で、どういうわけかねそういう異常気象というか、もうだめなのかなと寂しく考えたときに、50何年前にもあったんだよって言われたら、あそうか前にもそういう経験があるんだということでは何か1人安心しているというか、そんなことを考えているわけです。そういった中で、通告したとおり農家減少のため、昔でしたらよく専門の担当課があってね農地が、作道が大変になったら何とかね1人は後回しだぞと、1軒、2軒、軒数が多くなるのを優先的に何とか補修するのを手助けするよと。今答弁の中でもあったように、農地災害とかそういう

たいろんな、今でもあると思いますけどそういう状況の中で、皆で共同であれば隣近所力合わせて補修やってきたっていうのが今までの実態なんですけど、最近は3軒で通っていた作道が1軒になっちゃったよと、そして流されたよということで大変だという声が聞こえます。今年もそういった話を聞いてですね、私自身何ですか、先ほど町長が答弁で言った多目的機能支払交付金事業、こういうのがはっきりどういうものかっていうことは私自身認識していなかったわけですけども、こういう良い制度が、良い制度かっていうか、あんまり褒めたもんじゃないんですけど、利用しないっちゃう手はないなというふうに、にわかにも勉強したんですけど、どうもわかりづらいついていうのが実情です。そういった中で、以前から川の土砂上げしてくれよって言って一部土砂上げして、ほんの少しだけ喜んでるんですけど、まだまだ上流もしくは美瑛町が担当する川やなんかもまだ土砂が入ったままで上げてないと。何かこの資金を使うと、そういった川ざらいとかね水路の土砂上げとか補修とか、そういった方面にも利用できるということで大変ね利用すべきだと考えるわけです。以前、土現でね美瑛町が管理する川でないんですけど被害を調査しに来たときに、私は美瑛町で管理する川まで連れてって、ここも大変なんだって言ったら、これはうちではないぞって言われて赤恥かいたんですけど。いずれにせよ、土止めのトラフが返ってきてね今にも大変なことになるような状態が今もあるわけです。そういったことを解決するためにもね、やはりその新しい制度ですか、来年度からそれを使うんです。今年予算要求というか、そういった状況だということで聞いているわけなんですけど。美瑛町全体でね各ブロックに行政区単位というか増進組合単位、改善組合単位というかね、そういった中で取りまとめて進めているというふうに聞いております。そういった中で、とりあえず来年度に向けて希望ですね、この美瑛町全体でどれぐらいの、今もう締め切り終わってると思うんですけど、どれぐらいの申し込みがあって、どういう状況になってるのかなということを私は答弁用紙をもらってからそういう制度があるっちゃうのを聞いたんで、今すぐここで何件だよ、何団体だよと、美瑛町全体でっていうことを数字が伴うので即刻答えよと言いませんから、通告していなかった私の責任でもあります。ただ、そういった状況の中で、これは未確認なんですけど、2億円ぐらいの予算が美瑛町だけでつくんじゃないかっていうことも聞かされてます。そういった中で、ある地域ではまだ申し込んでない、まだ皆に行き渡ってないという地域もあるっていうことも聞いているわけなんですよね。そういう状況の中で、これ1回で終わるわけでもないんですけど、その中で例えば町全体で今どのような取り組みをしているのかな、予算措置はどれぐらいつきそうなんかなと。もし今年、来年、平成27年度の予算措置に遅れたとしてもですね、次回28年度に対しての取り決めは何月頃になるのかなと。そういうことを1回で終わりということにはならないと思うんですね。そういう状況の中で、私は特にそういった情報ね、農家がこの情報を知っていたら、作道作るの大変だ何とかならんかっていう声がね上がっている矢先に、こういう制度あるんだぞったら申し込んでなかったから

1年後だよってということになりはしないかということも含めてね、確認ではないんですけど情報、情報の伝達、先ほどは八木議員が言ってましたけども、どうぞ何回も個々の農家が、そういった困った農家がいるということをお聞きですからね、実際に町の方で何とかしてくれっていう声は聞いていると思うんですよね。そういう状況の中で、お前んところ見たら全部見んならんだって、そう言ったかどうかは知らんけど、これは私の感触で言ってますけど。はい、そんなことで、細かいことは即刻答えられないのはあれですけど、できればそういう再質に対して町長の考えを聞かせてください。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 異常気象ということで今年も本当に心配しました。このまま天気10日間続いてしまったら、もう大変なことになるんでないかという思いも強くしていました。ヘルシーマラソンで言ったことは本音で、雨の中でマラソンしてもいいから降ってほしいというのが実情でありました。おかげさんで雨も降って、また天気になるということで良い出来秋を望みたいと、そんな希望を強くしているところであります。そんな中で今穂積議員さんの方から再質で、今後、国の制度等で多面的機能の支払いという事業についてどんな内容なんだということではありますが、美瑛町におきましてはご存じのとおり中山間事業という事業を持っておりまして、これが約2億4千万円ほどで、これは町村の負担は4分の1町村負担で、あと国が半分、道が4分の1ということでもあります。それから農地水環境事業というのも同じような割合で、それが1つ。農地水環境というのは、この多面的機能支払いの前段になる事業で、導入をいろいろ検討する試験的なものだったというふうに思うんですけども、これも町が参加しまして美瑛町で取り組みを進めていただいています。今回、この新しい事業として本命のものが出てきたと。これはTPPですとか、そういった国際的な貿易を進める上で農家の方々を直接支払いで守るんだという、実はそういう裏面も持ってますんで非常に危険もあると。こういう政策の裏には危険があるというふうには理解していただきたいんですけども、我々としては使えるものは、やはり農家の方々になるものは、地域のためになるものは使っていこうという考えであります。先日、この部分についての決裁書等が回ってきました、穂積議員言われるように約2億円弱、1億9千万円ほど、1億9千万円を少し超えるほどの金額を美瑛町では今美瑛町全体でもやろうということで進めますんで、今、穂積議員が心配されるように俺は知らなかったということにはならない状況になってます。22地域で受けていくという状況であります。これについては基本的には農業農地のいろんな資源を守っていく、それから農家の方々のいろんな取り組みを支えていく、そういう事業でありますので有用に今後も使っていきたいというふうに思ってますんで、現在進行中であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、穂積議員に申し上げます。発言は簡単をお願いします。例え、例えがだんだん尾ひれがついて長くなるようです。

(「はい」の声)

はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、簡単に。簡単にね。その事務処理を改善組合というか、今まで中山間の取りまとめやっている団体を取りまとめ進めていくっていうか、そういう性格でないですけど、いずれにせよ簡単に言うと大変だと。中山間だけでも処理が大変なのに、さらにまた新たなそういう事業を取り組むっていうのは、大変だという悲鳴も聞こえてきてます。そんなことも踏まえて、今後そういったことも考えてほしいということですね。簡単に。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 中山間事業等でも各地域の方々がどういった事業をするか、金銭的なまとめをしなきゃならんということで大変であるという声も伺ってます。ただ一方、穂積議員さんが先ほど質問の中にあっただように、地域の今まではたくさん農家の方があったところが大規模化によって農家の方々も減っております。そういう面からすると地域の方々の交流というような部分もやはり共同活動ですとか、そういうところで進めてそして交流を図っていく、地域の一体性を保っていくということが重要な案件であります。国の政策にいつも嫌みっらしいことやら厳しいこと私言ったりするんですけども、そういった部分の良い面はですね、ぜひ使ってくださいね地域のコミュニティーなどの一体性をつくっていく、そういう要素としてもこの事業を取り組んでいければなど。町といたしましても農協さんとも協議しまして、できるだけ農家の方々のそういう事務的な負担についてですね、我々も協力できるような体制はとっていきたいというふうに思ってます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、質問を変えます。いずれにしても、この今の資金、新しい資金は水田に配られていたお金を減らした分をね割り当ててきたっていうだけで、本当に町長でないけど、やり方としてはそんなに手放しで喜べないって思ってます。

日本で最も美しい村連合に向けてということで質問したいと。私もイタリアに行ってきた経験なので、私のところにも美しい村の関係では問い合わせが多いんですね。簡単に言うと興味を持ってきてる。それで、自分は参加できるのかな、もし多かったら抽せんにしてほしいなとか、そういった上だけで、役員だけで盛り上がり終わりにならんようにしてほしいな、そういった声も聞こえてきますんで、ぜひ早いうちから取り組んでそして皆で迎えるような体制

をとってほしいなど。ちなみに、不肖私微力ながら韓国語、日本語の通訳頼んでみたんですけど快く引き受けてくれました。来年の話なんですけど、ぜひ通訳お願いしますねと言ったら喜んでね今から予算に入れときますつつつね、私で良いんだったらということで隣の奥さんがね快く引き受けてくれました。そんなことも含めて、どうぞ他にも何か、3日間あるんだからどれかには参加させてもらいたいもんだなということもありますんで、何とぞ、今後ともなるべく早い時期にね割り当て分担をすべきだと思います。いかがですか。再度、決意のほど。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 美しい村の取り組みについては議員の皆さま方、今回ベルギーの方には議長さん、そして齊藤委員長さんも同行いただきました。皆さま方にお力をいただいていますことを改めてお礼を申し上げるところであります。世界連合の大会の流れなんですけども、1回目がフランスで開催されてます。世界連合というのができたのが、最近、正式な会として成立しました。その時の会長国であるフランスで開催され、その後イタリアで開催したり、そして今回ベルギーということで順番にやっています。それで、来年は27年は日本だよということでの順番になりまして、日本の理事会と総会で検討しまして、やるのであれば会長の所でとこでやってくれという話になりました。他のところはそれを受けるといっても大変だという話になりまして、日本で開催は美瑛町ということに決まった経過があります。そんなことでご理解をいただきたいと思いますが、大変実施するには手間も掛かって大変なんですけども、何とか町民の方々、本当に気持ちを一つにしてこういった大会が美瑛町で良かったねと、町民の方々がやって良かったねと思えるようなものになればというふうに願っているところであります。美しい村の連合の取り組みもいろんな方々に認知を大分していただきました。昨日も元官公庁の長官でありました水本さんの方からラジオにお前出れということで、昨日ちょっと昼間インタビューを受けたりですね、そんなことで美しい村の宣伝をしながら取り組みを進めているところであります。我々のような町、小さな町、村、合併等いろいろあったわけでありまして、そこからやはり我々が学んでいかなきゃならんのは都会の発展は都会の発展としてあると。しかし、農村の発展もまた農村の発展としてあるんだと、都会のまねをし都会の後を付いていくことはないんだと。それがやっぱり日本のためであるし、日本の国民のためであると、国づくりであるというそういう思いを強くしておりますんで、そういう思いが伝わるような美しい村の総会になればなというふうに願っているところであります。町民の方々にできるだけ早く協力を願うような体制を取っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、9番議員の質問を終わります。

以上で、通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

○議長(齊藤 正議員) 10時50分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時35分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、太田税務課長。

（税務課長 太田 茂夫君 登壇）

○税務課長（太田茂夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から9頁、条例改正要旨は資料の1頁から2頁、新旧対照表については資料の3頁から29頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、美瑛町税条例の一部を改正するものでございます。改正の概要につきましては、町民税では地方法人税の創設に伴い、法人町民税の法人税割の税率の改正、肉用牛の売却による事業所得の特例措置の延長及び優良住宅地の造成等により土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置の延長などであります。固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、我が町特例の特例項目の追加、耐震基準適合家屋に対する軽減措置規定の整備などあります。軽自動車税では、自動車取得税及び自動車税の見直しにより軽自動車税の税率を引き上げるものでございます。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明をさせていただきます。資料の1頁でございます。文末の括弧内は、それぞれ該当する条項番号及び改正附則等の条項番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料の3頁から29頁になりますので、ご参照をお願いいたします。

初めに町民税でございます。法人町民税の改正では、地方間の財政の偏在性を是正し財政力確保の縮小を図るため、地方法人税、国税になりますけれども、この創設に伴い、法人町民税の法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものです。特例措置の延長では、1点目として1500頭以内の肉用牛の売却による事業所得に係る所得税の課税特例措置について、国産肉用牛の安定供給を図っていくため、その適用期間を3年間延長

するものでございます。2点目の優良住宅地の造成等のため土地等譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例では、個人が優良住宅地の造成のため所有期間5年を超える土地等を、国または市町村等に譲渡した場合の長期譲渡所得の特例について、その適用期間を3年間延長するものでございます。

次に、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の改正では、公害防止用設備に係る固定資産の課税標準の特例に、新たに浸水防止用設備及びノンフロン機器設置の特例項目を追加するものでございます。耐震基準適合家屋に対する減額措置につきましては、建物の耐震改修の促進に関する法律に規定する一定の家屋について耐震改修を行い基準に適合し、当該家屋を居住の用に供した場合の固定資産税の軽減措置の創設に伴い規定を新たに設けるものでございます。

資料の2頁になります。軽自動車税の改正では、自動車取得税及び自動車税におけるグリーン化特例の見直しに伴い、平成27年度以降に新規に取得される4輪車等の新車の税率を、自家用車では1.5倍、その他は約1.25倍に、4輪車等を約1.5倍に引き上げた上で、2千円未満の税率を2千円にするとともに、最初の新規車検から13年を経過した4輪車等についておおむね20%を重課するものでございます。その他といたしまして、地方税法等の一部改正により関連規定を整備するものでございます。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。議案集の3頁、5番目からの附則第10条の2の改正につきまして2点伺いたいと存じます。ただいまの資料の1のご説明によりまして、附則第10条の2の改正は、固定資産税の地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の追加改正などと伺ったわけですが、特例措置を受けることができる対象設備としましてですね、公害防止用設備などが該当すると伺いました。そこでですね1点目としまして、本件、附則第10条の2の条例の改正後はですね、具体的にどのようなことになるのでしょうか。税金の増税はほとんど法律上ばかりですから、なかなか理解しがたいところがありますので、詳細について具体的に伺いたいと思います。また2点目としましてですね、ただいま特例措置を受けることができる対象設備としましてね公害防止用設備の浸水防止設備、またノンフロン設備と説明を受けましたが、一体具体的にはどんなような設備のことをおっしゃっているのでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、太田税務課長。

○税務課長（太田茂夫君） はい、花輪議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。まず、この地域決定型地方税制特例、わがまち特例の具体的な内容という部分と、今回2項目追加されましたけれども、その具体的な施設等の内容説明というふうにお聞きしました。まず、1点目のわがまち特例につきましては、事業者が公害防止あるいは危険防止のために設置された施設または整備に対して、地方税法の定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容、基本的に課税標準の軽減というものをうたっておりますけれども、それを条例で定めることができるという状況でございます。もちろんそれに伴いまして、固定資産税の減額措置ということが生じてくるわけでございますけれども、これを通じながらこれまで以上に地域の実態に応じた施策が展開できるんだらうと、そういうようなこのわがまち特例の内容、目的だというふうに理解しています。そういったことで今回、浸水防止設備そしてノンフロン機器の特例項目を設けさせていただきましたが、浸水防止設備では、これは水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が、洪水等の避難の確保ですとか洪水時の浸水の防止を図るための設備、例えば防水の板ですとか扉ですとか排水ポンプ、こういった設置に係る課税標準の特例を設けたものでございます。また1点、ノンフロンの関係につきましては、フロン類の排出抑制のための抜本的な対策として1番効果が見込まれるノンフロンの製品の普及を図るといった意味も含めまして、業務用の冷蔵庫、冷凍庫、こういったものの機器の導入についての特例を設けたものでございます。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。ただ今のご説明を伺った中でまず1点はですね、わがまち特例の最大の利点はですね、本町で特例の割合、法で定められた上限、下限の中でどの部分を取るのかというのは、本町議会あるいは本町の政策として決定できる大事な要件だと思います。そこで1点は、本件、特例措置の割合はですね、税法によって定められた上限、下限の中で一体軽減措置として上限の方を取ったのか、下限の方なのか、どの辺のことになるのでしょうか。その点まず伺いたい。1点ですね。それから今般、二つの公害防止設備の追加があったわけですが、実際、今後地下街なんていうのは、ちょっと美瑛町ではどうなるかわかりませんが、ノンフロンなどは業務用で考えられる部分も農協さんとかあり得るかもしれませんが、2点目としましては特例措置の期間、一体期間はどんなことになっているのか。それから、3点目としましては特例措置の割合ですね、先ほど申し上げました具体的な割合はなんぼなのか、2分の1なのか4分の3なのかという割合は、どんなようなことになっているのでしょうか。また4点目としましては、ただいまは2項目の追加があったということですが、現在、条例では5つほどあると思うんですが、その5つのですよね特例措置を受けることができるです

ね、対象の公害防止用の設備って言うんでしょうか、どんなような、現在設備が固定資産税の軽減措置が受けられる設備なのか。この5つの現在のものについて、できればわかりやすくですね教えていただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、太田課長。

○税務課長(太田茂夫君) はい、先ほど地方税法の定める範囲内での軽減というようなことを申し上げましたけれども、これにつきましては軽減の上限を取らせていただいているところでございます。それと、2点の期間の部分につきましては、浸水防止につきましては適用期間5年、そしてノンフロンにつきましては3年というような軽減期間でございます。そしてまた軽減の割合については、浸水防止施設につきましては課税標準の3分の1を軽減するという状況ですし、ノンフロンにあたりましては課税標準の4分の1を対象とするというような内容となっております。それと5つの項目でございますけれども、10条の2の部分でございますけれども、まず水質汚濁防止法により設置する工場または事業所の排水ですとか廃液に資する施設の整備、2点目といたしまして大気汚染防止、指定物質の排出、飛散の防止に資する施設ということでございます。3点目といたしまして、土壤汚染防止法による特定有害物質の排出、飛散に抑制する施設の設置ということと、4点目といたしまして、下水道法による公共下水道を使用する場合の、使用する設置者が有害物質を排除する、そういう施設に対しての軽減ということになります。最後になります5点目として、電気事業者による再生エネルギー、基本的に太陽光の発電ですとか、そういった施設に対しての軽減措置という状況でございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。1点だけ最後に伺います。特例措置の割合の法に定められた上限だというご回答をいただいたんですが、私は上限、下限がどっちなのかちょっと理解しがたい部分なんです。2項目の最初の浸水防止用設備が5年で3分の1ということ、それからノンフロンの部分は4分の1というふうに伺いましたが、これは固定資産所有者が軽減措置を受ける上限という意味なのか、割合が最大割合として受けられる上限を選んでおられるという意味なのか、その辺もう一度確認。本町が選んだこの3分の1、あるいは4分の1の割合はですね、固定資産税を納める側にとっては負担軽減がより多いのか少ないのか、法に基づく上限なのか下限なのか、その点確認したいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、太田課長。

○税務課長(太田茂夫君) はい、浸水防止施設については3分の1の軽減、そしてノンフロン

については4分の1ということでございますので、これは上限、最大見込んだというふうに捉えてございます。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、太田税務課長。

（税務課長 太田 茂夫君 登壇）

○税務課長（太田茂夫君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては10頁、条例改正要旨につきましては資料の30頁、新旧対照表については資料の31頁になります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、美瑛町都市計画税条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、地方税法改正により関連規定の項番号等の整備をするものでございます。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の30頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表につきましては、資料の31頁になりますので、ご参照をお願いいたします。附則第2項及び附則第10項では、都市計画税の課税標準の特例措置を規定しておりますが、地方税法等の一部改正により項番号の変更等に伴う改正

でございます。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第6 議案第4号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第7 議案第5号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第3号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第6、議案第4号、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第7、議案第5号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は11頁から26頁になります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明を行います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の17頁をお開き願います。歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、補正額2068万8千円の追加でございます。(1)の財産維持管理事業ということで2点ほどございます。1点は旧俵真布小学校の体育館の屋根でございますが、落雪被害に伴う補修費でございます。2点目は昨年取得いたしましたビルケの森研修施設、旧ミサワホームでございますが、この供用開始に伴う光熱水費等の所要額の計上でございます。次に(2)北瑛行政区会館前通路改修事業でございます。今年、小規模多機能施設ができ上がりました。その出入口にもなります北瑛地区の行政区会館前の通路でございますが、地域の要望等も踏まえ整備するものでございます。事業費は1500万円でございます。3点目が旧美田小学校屋内ゲートボール場整備事業、これにつきましては旧美田小学校の校舎の2階を改造しゲートボール等の行える施設に改修するものでございます。この改修費が384万5千円でございます。

続きまして第7目地域振興費、補正額35万円の追加でございます。日本で最も美しい村推進事業ということで、内容といたしましては札幌国際芸術祭、マルシェ開催規模拡大に伴う構成町負担金の増額、追加ということでございます。

第12目諸費、補正額8億円の追加でございます。北海道市町村備荒資金組合超過納付金ということで8億円を納付するものでございます。基金の安全で有利な運用先として、同組合へ納付するものでございます。運用する基金につきましては減債基金を予定しております。

続きまして第4項選挙費、補正額5万1千円の追加でございます。美瑛土地改良区総代選挙の所要額の追加でございます。ちなみに選挙は6月23日を予定しております。3選挙区で4名の欠員ということでございます。

続きまして19頁、20頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、補正額3830万円の追加でございます。福祉バス整備事業ということで福祉バスの更新、現車両は平成8年に取得したもので約30万キロ走行しております。経年劣化が進んでおり、今回財源の見通しがついたことに伴う追加補正でございます。

第2項児童福祉費、補正額14万円の追加でございます。どんぐり保育園の給食室の備品の更新でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、補正額7万円の追加でございます。町営墓地の水くみ場のタイル補修でございます。

第2項清掃費、補正額315万8千円の追加でございます。浄化センターの汚泥脱水機等の修繕でございます。

続きまして21頁、22頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額557万円の追加でございます。3点ございます。まず1点目、農業技術研修セ

ンター管理運営事業ということでございますが、施設園芸作物のトマト等の試験栽培に係るハウリース料の追加でございます。163万円の追加です。2点目、経営所得安定対策直接支払推進事業ということでございます。畑作物の補助額算定システムの改修費の追加でございます。70万円でございます。3点目が循環型社会システム構築事業ということで、発酵菌を利用した土づくりによる循環型社会システム実証委託業務費の追加でございます。324万円。

第3目畜産業費、補正額1500万円の追加でございます。白金模範牧場の取得事業ということで、上川生産連に対しこの移転等々に係る事務処理経費等の助成でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額731万4千円の追加でございます。国営造成施設管理体制整備促進関係ということで、これにつきましては事業費、事務費等の調整でございます。補正額はございません。農地水保全管理支払交付金及び農地水保全管理支払推進事業、これにつきましては事業制度改正に伴う事業費の追加ということでございます。先ほど一般質問の中でも出ておりましたけども、多面的機能支払事業へ移行する部分でございます。

第3目基幹水利施設管理費、補正額が200万円の追加でございます。省水力発電施設導入検討に係る調査研究委託費の追加でございます。

続きまして23頁、24頁になります。第7款商工費、第1項商工費、補正額1500万円の追加でございます。町内企業の事業場新設に伴う土地取得に対する企業振興促進条例に基づく助成金の追加でございます。

第2項文化スポーツ推進費、第1目文化振興総務費、補正額100万円の追加でございます。芸術文化導入推進事業としまして、札幌マルシェ開催規模拡大に伴う実行委員会の補助金の追加でございます。

第6目保健体育総務費、補正額26万円の追加でございます。空手少年団の全国大会出場に係る派遣費の助成でございます。開催地は宮城県、時期は8月2日から6名派遣する予定でございます。

第7目保健体育施設費、補正額32万4千円の追加でございます。スキー場のロープトウの修繕ということでございます。

第8款土木費、第1項土木管理費、補正額142万円の追加でございます。申込件数増に伴う住環境整備費及び住宅太陽光発電システムの設置助成費の追加でございます。

第2項道路橋梁費、補正額234万8千円の追加でございます。フリーロード、JR美瑛駅横の歩道橋でございますが、フリーロード防犯カメラの装置の更新、そして交通事故に伴う補償金の追加でございます。

続きまして25頁、26頁になります。第9款消防費、第1項消防費、補正額100万円の減額でございます。大雪消防組合負担金、事業精査による減ということでございます。

第10款教育費、第2項小学校費、補正額1300万円の追加でございます。学校プール解

体事業ということで美沢小学校、旧旭小学校の学校プールの解体費でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第7目民有林環境保全基金費、補正額1億円の追加でございます。先の議会でお認めいただきました民有林環境保全基金への積立金でございます。財政調整基金から1億円を積み替えするものでございます。今後この1億円を原資にさまざまな事案に対して対応していくということになります。

第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額50万7千円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金の積立金でございます。ふるさと納税16件分でございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。15頁へお戻りいただきます。歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、補正額50万円の追加でございます。住環境整備事業交付金、申込件数増に伴う追加でございます。

第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額50万円の追加でございます。福祉バスの更新に伴う地域づくり総合交付金の追加でございます。

第5目農林水産業費補助金、補正額858万円の追加でございます。制度改正に伴う畑作システム改修費用の補助金でございます。経営所得安定対策直接支払推進事業の補正になります。70万円でございます。もう1点が、農地水保全管理支払推進事業及び農山漁村6次産業化対策事業ということで、初めの農地水保全につきましては588万円、これについては制度改正に伴う事業費の増に対する補助金の増ということでございます。2点目は、省水力発電案件の形成支援交付金ということで200万円でございます。

続きまして第17款寄附金、第1項寄附金、補正額50万7千円の追加でございます。ふるさと納税16件分でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額9億円の追加でございます。財政調整基金から1億円、これにつきましては民有林環境保全基金への充当、もう1点が減債基金繰入金として備荒資金組合超過納付金への充当ということで8億円でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額5028万9千円の追加でございます。平成25年度の繰越額でございますが1億7321万2千円、今回の予算を含めました計上済額が7149万円でございます。財源保留額が1億172万2千円が財源保留ということになります。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額52万4千円の追加でございます。まず1点目は、旧俵真布小学校の体育館屋根落雪被害に伴う町有建物災害共済金の補正でございます。もう1点が6月23日執行予定の土地改良区総代選挙の委託費でございます。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額1780万円の追加でございます。1点目は北瑛行政区会館前の通路改修費、これにつきましては1120万円の追加、そして旧美田小学校の屋内ゲートボール場整備事業として360万円の追加でございます。

第2目民生債、補正額3450万円の追加でございます。福祉バスの更新に伴う起債の追加

でございます。

第8目教育債、補正額1230万円の追加でございます。学校プールの解体事業債ということで美田小学校、旧旭小学校でございます。

続きまして第2表の説明をいたします。14頁へお戻りください。町債の総額に6460万円を追加し、総額を16億3720万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額7億3450万円、変更後限度額7億9910万円、合計、変更前限度額15億7260万円、変更後限度額16億3720万円でございます。

12頁の第1表につきましては説明を省略させていただきます。なお、今回基金の積み替え、それから備荒資金組合の超過納付金、こういったものを除く実質的な補正額は1億2550万円となります。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の27頁をお開き願います。このたびの補正予算は、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に関し、指定管理者であります社会福祉法人美瑛慈光会と町との間で締結している美瑛町老人保健施設指定管理者基本協定に基づき、事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき町が収受することにより収入の補正、これを財源として基金への積み立てを行いたく歳出の補正をお願いするものであります。それでは議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に31頁、32頁をお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額151万5千円の増です。この基金につきましては、老人保健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者から収受金を財源として基金への積み立てを行いたく増額補正をお願いするものであります。

次に29頁、30頁をお開き願います。お戻りください。歳入のご説明を申し上げます。第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額151万5千円の増です。この収入金につきましては、美瑛町老人保健施設ほの香の平成25年度の運営におきまして、約505万1千円の事業利益が生じたことに伴い、基本協定に基づき施設運営事業収益の30%を納付する規定に

なっておりますことから151万5千円を町が収受するものであります。

前の頁、28頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今野水道整備室長。

（水道整備室長 今野 聖貴君 登壇）

○水道整備室長（今野聖貴君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては33頁になります。今回の補正につきましては、下水処理場管理棟の補修工事を進めている中で、外壁補修に先立ち既設塗装剤中のアスベスト含有量の調査を実施したところ、ごく少量のアスベストが確認されたことによる工法変更に伴う増額と、新築住宅着工に伴う公共下水道管渠布設工事費の増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。38頁をお開きください。歳出、第1款下水道事業費、第2項事業費、第1目建設事業費、補正額250万円の追加です。1点目の管渠布設事業につきましては、新築住宅着工に伴う降雪末整備工事費としてです。2点目の下水処理場整備事業につきましては、下水処理場補修工事工法変更に伴うものです。

次に歳入の説明を行います。36頁に戻りください。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額60万円の増です。

第6款町債、第1項町債、第1目下水道事業債、補正額190万円の増です。

続きまして35頁に戻りまして、地方債補正についてご説明申し上げます。下水処理場整備事業の財源について追加するものです。それでは朗読いたします。

（朗読を省略する）

34頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。議案集の17頁から20頁まで、初めに、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。最初に1項目目、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、ただいまの説明を受けた中では、財産維持管理事業(1)が一つの事業としては旧俵真布小学校の体育館が落雪被害による屋根の修繕というふうに向いました。旧俵真布小学校は、平成25年度の事業でですね改修事業の予定で既に1064万9千円の繰越明許費が計上されていますので、旧俵真布小学校のですね現在の利活用はどのような現況なのでしょうか伺いたいと存じます。もう1項目、3番民生費もここで聞かなければだめなんですね。

○議長(齊藤 正議員) はい。

○7番(花輪政輝議員) もう1点、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額3830万円、ただいまの説明で福祉バス、新たに更新して新規購入されるんだということでございます。それで設備の内容など伺いたいんですが、トイレなどの設備はないんでしょうか。バスの設備などについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 鈴木政策調整課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) 旧俵真布小学校の現在の状況でございます。初めに、俵真布小学校は平成15年ですから、平成14年度末に閉校になりまして、その後、廃校手続をとりまして皆さまご承知のとおり株式会社学び舎の方に4年ほど活用してまいりました。その後、会社の方でちょっと体調が悪いということで平成22年に撤退しました。その間、俵真布小学校は公民館の俵真布分館でありますので、それで利活用を行ってまいりました。また、老人会においてはゲートボール、それから地域の農業者におきましては農閑期においてミニバレーを週2回ほどやっていたということでございます。その後、今回の雨漏り等で体育館の補修がありましてプラス、ガラスも割れていたということで、その期間はゲートボールそれからミニバレーはやっていなかったそうでございます。今後、修繕し直して改修が終わりましたので、俵真布地区においては従来どおりこれから復活してミニバレー、ゲートボール等がなされると思っております。以上です。

(「はい」の声)

○政策調整課長(鈴木貴久君) はい、藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) 福祉バスの設備内容につきましてご説明をさせていただきます。今回、購入いたします福祉バスにつきましては、現在のバスと同程度の車体の長さというふうを考えておまして、乗員数は現在と同じ42名を想定しております。そして、装備品でありますけども地デジチューナーテレビ、そしてカラオケ、冷蔵庫を計画しているところであります。つまり、トイレは装備されておられません。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 再度伺います。最初に旧俵真布小学校でございますが、立派な旧俵真布小学校は学校だと思っておりますが、設備などですね。残念ながらご不幸があつて従来校舎が利活用されていたわけでございますが、既に撤退されてから4年という状態になってまいりましたが、今後ですね旧俵真布小学校の利活用、校舎ですね利活用などについてですね新しい進展、あるいはどのような利活用の推進をなされているのでしょうか伺います。

それともう1つもここで伺わないとダメなんですね。

○議長(齊藤 正議員) はい。

○7番(花輪政輝議員) それともう1点福祉バス。大変すばらしい福祉バス、この度購入、導入されるということで利用が早くできるように多くの町民の皆さんからも期待が大変大きいようでございますが、設備としましてトイレですね、金額的にも大変設備投資の額が大きくなる可能性もあるから簡単にはいかないと思っておりますが、何しろ高齢者、私も高齢者なんですけど、男でございますから結構宿泊などを伴うバスの長距離、遠距離乗車などでは、途中で複数回やはりトイレなどの停車などが必要でございます。男性の私たちはちょっと止まってね簡単に言えるんですが、女性の方々はそういうわけにはなかなかいかないようございますから、最初から不安があつてですね、病気もあるんですよ。過敏症っていうような病気もあつたりしまして、最初から長距離の自動車のバスなどでは諦めてしまうというような方々もいるように伺っております。そんなことで今後ですね、トイレの設備の導入などについて検討できないものでしょうか。いかがなものでしょうか、考えを伺います。

○議長(齊藤 正議員) はい、それでは先に政策調整課。

(「はい」の声)

はい、鈴木課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) 旧俵真布小学校の今後の利活用はどうするのか、どう考えているのかというような内容だったと思います。先ほど申しましたように、俵真布地区の公民館分館となつてございます。そのことも継続してまいります。それから地域においては、ゲートボ

ール、ミニバレー等がこれからも継続されていくと思います。利活用につきましては、町のホームページの方で募集要綱、定かでないですけど募集要領を載せておりまして、その廃校の取り組みについて掲載してございます。近年では、企業のまたは個人からの問い合わせが全くない状況でございますけれども、実質企業側からアプローチしてくるっていうか打診があって、それが前提で動いて今までしておりましたが、消極的ではなく今後は積極的にですね町の方から発信していかなければならないと思います。例えば、ふるさと納税にもありましたように観光案内場であるとか役場の町民コーナーであるとか、こういった廃校の施設がありますよというような簡単なパンフレットを作りまして掲示するとか、また東京のアンテナショップで置いていただきまして、そこで幅広く都内の方にも広く発信して募集をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤 正議員） はい、スクールバス。

（「はい」の声）

藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） トイレ付きのバスは検討できないのかということでもありますけれども、前段、議員がおっしゃるような経費が大きくなるというような話もありますけれども、経費の部分につきましては町長はさほどそのような考えは持っていないと思います。ですけれども、問題は先ほど申し上げましたとおり、42名の座席の確保というのはやはり過去の実績からいって必要じゃないかなというふうに思っているところであります。それにトイレを付けることとなりますと、現在9メートルある車体の長さが次の12メートルの長さの車体になってしまうというようなこととなります。そうした場合、何が問題なってくるかといいますと内輪差といいますか、そういうことから幹線道路を主に走る形になるのかなっていうことが考えられます。つまり、現在の利用状況からいきまして非常に狭い道ですとか狭い駐車場など、そういうところにも目的地として行く場合もありますので、そうすると非常に12メートルの車の長さというのは、利用者にとっても不便になってくるのかなということになります。トイレにつきましては、女性ですとか高齢者ですとかそういったことにつきましては理解もできますので、例えば行く目的ルート上に次のトイレはどこにありますよというようなご案内ですとか、あとは今、公ですとか民間ですとか、いろいろとトイレの設備もありますので、求めに応じて適宜対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） はい、5番です。私も3款、1項、1目、スクールバスのことについて、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。長く親しんだ福祉バスの表の塗装がいい

ますか、丘のまちの美瑛の看板を背負ってる塗装なんですけども、今回新しくされるということで、こないだの13日ですか全員協議会の時にちょっとお聞きすれば良かったんですけども、あの塗装が良いよっていう方もいらっしゃるでしょうし、また、せっかくですから新しくっていろいろな考え方があるのかなというふうに思いますが、その新しいバスですねそういうカラーリングっていうか、丘のまち美瑛を背負ってあちこちのところに行くわけですから、看板って言ったらちょっと大げさなのかもしれませんが、そんなことについて若干今わかる範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) 非常に動く看板と言いますか、そういうような役割も現在の福祉バスは果たしてきたのかなと思います。次更新するバスにつきましても、できる限り美瑛町のオリジナルといいますか、そういったイメージを出していきたいなというふうに考えているところですけども、まだ具体的にですねデザインをこうしよう、ああしようという所まで現在至っておりません。発注する際には、こういうようなカラーリングになるかもしれないというように申し上げながら発注していきたいというふうに思っておりますけれども、今現在、デザインにつきましては、無い知恵を結集しまして内部で今検討している最中ですので、どうぞご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、5番齊藤委員。

○5番(齊藤幸一議員) そこは無知知恵とは言わず看板でございますんで、本当に今日傍聴にみえてる若い方もですね良いアイデアを持ってるでしょうし、ぜひですね積極的にすばらしいバスにしてほしいというふうに思ってますんで、期待してますんでよろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 先ほどトイレの関係も花輪議員さんからありましたけども、トイレを付けるとなるとかなり車両が重量級になってくるというようなことで今のところ準備してませんけども、やり方によってはですね、例えばトイレに行きたいという印のような、合図をするようなボタンみたいなもの付けたりですね、そういう工夫はできると思いますんで、十分その辺も無い知恵と言いましたけどもある知恵で検討させていただきますのでよろしくお願いします。それとデザインの関係も私自身もあまりデザイン部分については才能ありませんけども、先ほど若い職員でも斬新なテーマもありますし、八木さんの方からも先ほどユーモアもあるよというようなことで、美瑛町の町が楽しく見えるようなそういうバスのデザイン等を検討をしていければなというふうに思ってますんで、何かある程度のものができたらま

た皆さん方にも示させていただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時51分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案集の21頁から24頁まで、第6款農林水産業費から第8款土木費までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。6款いいんですよね。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目畜産業費、説明欄の（1）白金模範牧場取得事業1500万円について伺います。ご説明では、本件は白金の模範牧場を本町が土地や建物などを無償で譲渡を受けるための上川生産連に対する諸経費などの助成として1500万円の補助金であると伺っているんですが、1500万円という補助金の金額の決定ですが、これはどのような原因、理由で1500万円という決定がなされたのでしょうか、まず1点ですね。それから2点目としてですね、現在、上川生産連に管理、運営なされていると思うんですが、どんなような運営、管理状況なのでございましょうか。またですね、その運営の中では牛の預託ですね、それらは総数で何先で何頭ぐらい預託があるのか。また本町の需用先ですね。需用先の利用はどのような状況になっているのかなどについて伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） 大西農林課長。

○農林課長（大西能正君） はい、3点のご質問をいただいたと思います。1点目、1500万円の内訳ということかと思えますけれども、生産連から譲与いただくということで約400ヘクタール、それからそれに付随する建物等々、先にご説明をさせていただいたところでございますけれども、その今預託を受けるために生産連で譲与するための施設の管理をしているところでございますけれども、それと国の承認を得て本町に譲与されるわけですが、それに掛かります事務手続の費用、人件費が主になりますけれども、それと今回4月以降ですね美瑛町が国の承認が降りた場合にそのままですね管理等々ができるように生産連の方でその準備等をしております。春雪解けた後の施設の整備ですとか防疫対策ですとか、そういった諸々含めまし

て生産連の方から2500万円超の費用が掛かるというふうに見積もりをいただいております。それに対しまして町といたしましても、そういったものに掛かるものといたしまして支援要請がございましたので、その内の1500万円分について町の方から補助をしていきたいというふうに決定したところでございます。今回、補正予算をお願いするところでございます。それから今の管理状況でございますけれども、この冬生産連の方で美瑛町から預託等々を受けてきたものにつきましては、現在その後超えまして180頭ほどの預託を受けて今継続しております。そのうち美瑛町部分といたしましては10戸の農家、それからプラス町外2戸で12戸の方々のご利用をいただいております、町外の方々の分が13頭ほどございますので、約170頭近い本町の方々の利用がでございます。管理につきましても一部分ジェネシスと、それから生産連の方で以前から管理の賃貸契約を結んで管理している経過がございますので、その延長の中でやっている部分がございます。それから3点目の預託の部分でございますけれども、今お話した通りでございますが、現在180頭程度預託を受けて白金牧場の方で放牧をして管理をしているということでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。白金模範牧場は、本当に景観が素晴らしくてですね十勝岳連邦をバックにしてですね広大な面積400ヘクタールですか、やはり放牧されている牛は散見されてですね本当に素晴らしい景観だと、などですね。女性を連れて行きますと、例え昔の女性でも今は高齢者でも大変喜びます。素晴らしいって。ですから、白金模範牧場が景観が壊れてですねしまうようなことには、ぜひなってはほしくないなと思うしだいではございますが、現在利用されている状況も本町もやはり畜産業の皆さんが多いようでございますので、今後もですね、こうした預託事業が行われていく必要があるんだと思うんでありますが、上川生産連という一つの大きな組織体が行っている事業がやはり厳しいということで本町が動きになられる訳でありましょうから、今後の管理、運営に対してですね利活用されている状況に見合うですね諸経費の計上ということが望ましいんじゃないかと思うんですが、今後、管理、運営に対する今後のですね本町の考えはどのような考えでありましょうか。また、年間の事業費などはですね指定管理を考えてもおられるようではありますが、年間の維持管理経費もどのぐらいを想定されているのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西課長。

○農林課長(大西能正君) はい、ここの施設につきましては、上川生産連が管理をしているときには最大800頭ほどの預託をできる施設を持ってございますけれども、生産連では500頭ほどないと今の施設を維持しながらやっていくのは無理だというふうに試算をしていたとこ

ろでございます。そこに180頭、200頭前後の預託しか受けられなかったということで、その分の赤字が年間2千万円以上の赤字が出ていたということでございます。生産連としましては、やはりそういった500頭以上の預託を受けるための体制づくりをそのまま継続していたといったところもかなり経営の方に圧迫があったのかなというふうに思っております。美瑛町といたしましては、現在180頭あまりの預託が町内の方々が期待をしているという部分はございますけれども、これは今後の部分につきましては協議会の中で健全な経営をどういうふうにしていくのかと、できる部分につきましては指定管理の中でやっていきいただきたい。それ以外の部分につきましては、協議会の直接管理をするというようなことで管理費の計上も必要になってくるかと思っておりますけれども、できるだけですねコンパクトな中で将来の酪農家の方々の経営も考えた中で運営できる体制づくりを、今後協議会の中で考えたいというふうに今立ち上げをする段階でおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に議案集の25頁及び26頁、第9款消防費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1300万円。本件は学校プール、美沢小学校や旭小学校のプールの解体事業だというふうに伺いました。ところでですね、現在残っている学校のプール、使われてないものやら利活用があるものなどもあると思いますが、いずれも解体や修繕などが必要なのではないかと思うわけで、それら残っている物の状況について、また今後の予定などについて伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、宮崎管理課長。

○管理課長（宮崎敏行君） 学校プールの原状と今後の管理についてご説明を申し上げます。現在、学校プールにつきましては5校、教育委員会の方で所管し管理してございます。この内2校、ただいまありました美沢小学校、そして旧旭小学校につきましては学校の施設の安全管理、また校庭、グラウンドなどの利便性、そして他の目的への活用ということで、今回2校補正としてお願いをしているところでございます。以外の3校のプールにつきましては、今後とも先ほど申し上げましたように学校施設の安全管理、また地域要望、他の施設の活用、こういった視点を踏まえまして、かつ計画性を持ちながら学校などと協議いたしまして予算編成時などについて検討していきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。残っているプールの中でですね、美瑛小学校のプールなどがあると思いますが、修繕の予定も今年度あるように伺っています。この美瑛小学校のプールも随分ですね利用が活発に進んでるな。しかしながら、他校の小学校からも授業で利用されていると聞いていますし、夏休みなども随分利用されてると聞いていますが、だいぶ美瑛小学校のプールも老朽化が進んでいるが故に修繕もなされる予定あるんだろうと思うわけでありまして、今後ですね美瑛小学校のプールを含めましてどんどんどんどんプールが無くなっていて、青少年交流の家のプールなどを活用した授業なども行われているようでありますが、町内にプールが無くなるということは大変残念なことでもございますけれども、このプールについても今後の計画について、どのような考えをお持ちでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、管理課長。

○管理課長(宮崎敏行君) 美瑛小学校のプールにつきましてお答えをしたいと思います。学校プールにつきましては、いずれも昭和50年代に建設、設置したものでございます。美瑛小学校のプールにつきましては、25メートル、6コース、それと低学年コースということで設置をしております。設置後、議員ご指摘のとおり35年経過している状況でございます。平成3年には埋設管の改修工事を進めている中でございますけれども、現状といいますとプールの内装と言いますか塗装面の色が薄くなっている状況などございます。今後においてですね、子供達の授業で利用をいただいている面、それから一般の方々にも広くご利用いただいているわけでございますから、安心して利用していただけるように今後とも維持修繕に努めていきたいと考えております。また改修等につきましては、先ほども申し上げましたけども平成3年の埋設管の改修、これ以降につきましては大きな改修をございません。従いまして今後につきましては、ろ過装置や給排水、こういった設備などの点検を踏まえましてプール上屋などについて、これも次の予算編成などについて検討してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 以前にですね議会質疑の中でですね、旧図書館の跡地の利用という中でですね、町長のご答弁の中に町民プールなどの検討の話が、ご答弁の中でお話があったというふうに記憶しております。それで、今申し上げたような美瑛小学校のプールなども随分老朽化しているようでございますけども町民プール、高齢者用とか子供たち用とか、いろいろな今は整形外科の病気のリハビリなどをしていくためにプールが活用されているという事例も出てきてございます。そんなんで町長のお考えを伺いたいんですが、そうした町民プールについ

てどのようなお考えをお持ちでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) プールの件について町長の考えはということではありますが、今回の任期4年を迎えますのであまり将来に向けてのことを言うとせんえつになります。ただ、昨年あたりからですね町民プールの新築について検討、協議をするという内部での意見交換をしておりますので、今後子供たちの、そしてまた町民の方々が使えるプール、それも期間もある程度長く使えるようなものをやはり建設する段階にいくのではないかというふうには思っています。場所のことについては、やはりどういう程の面積があるのか、どれほどの用地が確保できるのか、こういった問題もありますので、いろんな候補を見据えながら今後検討していく、その始まりに入ったなという考え方を今しているところであります。以上であります。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に議案集の15頁及び16頁、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に議案集の11頁から14頁まで、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。議案集の27頁から32頁まで、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集の33頁から39頁まで、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、3案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、3案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第3号から議案第5号までの3案件についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 請負契約の締結について

○議長(齊藤 正議員) 日程第8、議案第6号、請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、嵯城文化スポーツ推進室長。

(文化スポーツ推進室長 嵯城 和彦君 登壇)

○文化スポーツ推進室長(嵯城和彦君) よろしくお願ひします。それでは、議案第6号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は40頁になります。地域人材育成研修施設整備工事は旧旭小学校、さまざまな分野の研修に活用ができ、また宿泊が可能な研修施設として改

修を行い、併せて災害有事に備えた緊急防災施設としての機能を持たせることから発電機の設置及び耐震補強工事を行うものです。6月10日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 請負契約の締結について

○議長(齊藤 正議員) 日程第9、議案第7号、請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 議案第7号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては41頁になります。平成23年度より道路改良工事を進めております町道美園村山線道路改良工事は、平成24年度と平成25年度にかけまして美園橋の橋梁工事を施工いたしました。このたび美園村山線道路改良舗装工事として5月27日に入札を執行し仮契約を交わしてるところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。従って、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 請負契約の締結について

○議長(齊藤 正議員) 日程第10、議案第8号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、宮崎管理課長。

(管理課長 宮崎 敏行君 登壇)

○管理課長(宮崎 敏行君) よろしくお願ひいたします。議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は42頁になります。美瑛中学校校舎、昭和51年に建設し前回平成4年に大規模改修後22年が経過し老朽化が進んでることから、大規模改修を行うものでございます。6月10日に入札を執行し仮契約を交わしてるところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。従って、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第10号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 議案第10号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては44頁になります。町道美田美瑛線を走行中の車両が、町道のグレーチングを跳ね上げ車輛腹部に衝突し、車両が路外に横転した交通事故に対して、車両損害に関する和解契約の締結及び損害賠償額を決定したため、地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。従って、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(齊藤 正議員) 日程第13、議案第11号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第14、議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第11号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は45頁、改正に伴う新旧対照表は資料の32頁から33頁になります。上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入、赤平市が滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合の規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、課長そのまま。

次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) はい、議案第12号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は46頁、改正に伴う新旧対照表は資料の34頁になります。上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは2案件について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第11号及び議案第12号の討論を終わります。

これから日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第12号の件を採決します。議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。従って、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 報告第1号 平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第15、報告第1号、平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫 君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 報告第1号について、その内容についてご説明を申し上げます。議案集は47頁から49頁になります。平成26年度に繰り越して執行することの議決を得た15事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

48頁をお開き願います。

（計算書の説明を省略する）

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第16 報告第2号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第16、報告第2号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今野水道整備室長。

（水道整備室長 今野 聖貴君 登壇）

○水道整備室長（今野聖貴君） 報告第2号につきましてご説明申し上げます。議案集は50頁から51頁になります。平成26年度に繰り越して執行することの議決をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令の規定により報告するものです。それでは議案を朗読いたし

ます。

(議案の朗読を省略する)

続きまして、51頁をご覧ください。

(計算書の説明を省略する)

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第17 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第17、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況について議案の内容をご説明申し上げます。議案集につきましては52頁から56頁になります。議案集を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次の頁に移ります。

(事業報告書の説明を省略する)

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、報告第3号の件は報告を終わります。

○議長(齊藤 正議員) 2時10分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 1時53分)

再開宣告(午後 2時10分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第18、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、武井経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 武井 一真君 登壇)

○経済文化振興課長(武井一真君) 報告第4号についてご説明を申し上げます。議案集の57頁をお開き願います。有限会社美瑛物産公社の経営状況についてご説明いたします。朗読をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

次の頁をお開きください。58頁になります。

(報告書の説明を省略する)

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、報告第4号の件は報告を終わります。

日程第19 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長（齊藤 正議員） 日程第19、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） それでは、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について報告を申し上げます。議案集の61頁から65頁になります。初めに条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次の頁をお開きをください。第5期事業報告書、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。初めに、機構の職員体制でございますけれども、町派遣職員2名、農協出向3名、有期臨時雇用が10名の計15名体制で運営をいたしました。

（報告書の説明を省略する）

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、報告第5号の件は報告を終わります。

日程第20 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

○議長（齊藤 正議員） 日程第20、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、武井経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 武井 一真君 登壇）

○経済文化振興課長（武井一真君） 報告第6号についてご説明を申し上げます。議案集の66頁をお開き願います。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についてご説明申し上げます。朗読をもってご報告といたします。

（議案の朗読を省略する）

右の67頁になります。第2期事業報告についてご説明を申し上げます。

(報告書の説明を省略する)

以上で報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、報告第6号の件は報告を終わります。

日程第21 美瑛町農業委員会委員の推薦について

○議長(齊藤 正議員) 日程第21、美瑛町農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

お諮りします。初めに、議会推薦の農業委員については、別紙のとおり1人としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、議会推薦の農業委員は1人とすることに決定しました。

次に、議会推薦の1人の農業委員に沢尻健議員を推薦したいと思います。沢尻健議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定によって、退場を求めます。

(1番 沢尻 健議員 退場)

それでは、沢尻健議員を議会推薦の農業委員とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。従って、議会推薦の農業委員に沢尻健議員を推薦することに決定しました。

ここで沢尻健議員の除斥を解きます。

(1番 沢尻 健議員 入室)

日程第 2 2 意見書案第 3 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める
意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 2 2、意見書案第 3 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、3 番佐藤晴観議員。

（3 番 佐藤 晴観議員 登壇）

○3 番（佐藤晴観議員） 朗読をもって提案説明とさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 2 2、意見書案第 3 号の件を採決します。意見書案第 3 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第 3 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 2 3 意見書案第 4 号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 2 3、意見書案第 4 号、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、4 番杉山勝雄議員。

(4番 杉山 勝雄議員 登壇)

○4番(杉山勝雄議員) 朗読をもって提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第24 意見書案第5号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第24、意見書案第5号、規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、2番森平真也議員。

(2番 森平 真也議員 登壇)

○2番(森平真也議員) 朗読をもって説明とさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上であります。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第25 議員の派遣について

○議長(齊藤 正議員) 日程第25、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

日程第26 所管事務調査の申し出について

○議長(齊藤 正議員) 日程第26、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

閉会宣告

○議長(齊藤 正議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成26年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(齊藤 正議員) 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。予定どおり6月定例会、昨日、今日2日間で無事終了することができました。心よりお礼を申し上げる次第でございます。天気でございますが、いつもでしたら議会が始まるとカラカラ天気、議会が終わった途端にですね雨降りということではありますが、今年はどうもパターンがちょっと変わったようでありまして、明日からはですねビカビカの良い天気になるという予報でもございますし、また、月末にはですね30度を越すような好天も来るということもございますから、今後の農作物の回復等には大きな期待ができるのかなというふうに思うところがございます。また、夏に向かってはですね、これから観光客の入り込み等も急激に増えてくるわけでございますが、レンタカー等がですね多数我が町に入ってくるということからですね、交通安全には特に気をつけながら日々の活動をしていただきたいというふうに思うところがございます。そんなんで、災害の無い夏になればなど、心よりお祈り申し上げまして終わりとします。どうもご苦労さまでした。

午後 2時45分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成26年 8月 21日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 佐藤 晴 観

議員 角 和 浩 幸